

地域資源活用分科会報告 骨子(案)

平成29年1月17日
事 務 局

1 地域資源を取り巻く現状とその可能性

- (1) 新たな地域資源とその可能性
- (2) 地域資源活用に向けた基本的視点

2 地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用の推進

- (1) 地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用の推進に関する現状
- (2) 地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用の推進に関する環境変化
- (3) 地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用の推進を巡る課題
- (4) 推進方策の具体的方向性

3 地域におけるシェアリングエコノミーの推進

- (1) 地域におけるシェアリングエコノミーの推進に関する現状と環境変化
- (2) 地域におけるシェアリングエコノミーの推進を巡る課題
- (3) 推進方策の具体的方向性

4 地域資源活用を支える新たなファンディング手法の活用

1 地域資源を取り巻く現状とその可能性①

(1) 新たな地域資源とその可能性

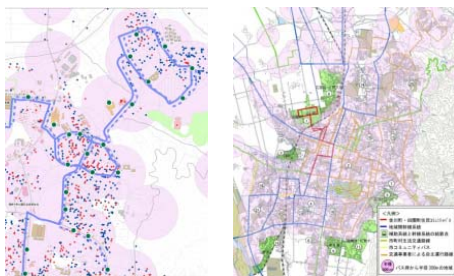
- ✓ 地域においては、その地域に特有の活用可能な資源、いわゆる「地域資源」が存在している。従来、農林水産業物・鉱工業品、生産技術、文化財等が「地域資源」として広く認識されていたが、IoT、ビッグデータ、AI等の技術の急速な進展により、これまで埋もれてきた「地域自治体等が蓄積してきた膨大なデータ」や、「個人等の資産(空間、モノ、スキル等)」を活用することが可能になってきた。
- ✓ 今後、全国各地で人口減少が急速に進展し、国・地方の財政状況も厳しくなる中、地域のデータの積極的な活用(地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用)や、地域の遊休資産等の有効活用(シェアリングエコノミー)は、新たなビジネスや雇用の創出、住民サービスの向上など、地域が抱える課題解決及び地域活性化の手法を低コストで大きく変革するものであり、地域においては、これらの新たな地域資源を積極的に活用することが必要不可欠になっているのではないか。

オープンデータ・ビッグデータ利活用

(例)

会津若松市

住民情報を活用した
市内のバス路線の最適化



(株)カーリル

オープンデータを活用した
図書館検索サービス



シェアリングエコノミー

(例)



地域の遊休スペースの活用



地域の人との交流・体験機会の提供



1 地域資源を取り巻く現状とその可能性②

(2) 地域資源活用に向けた基本的視点

- ✓ 地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用やシェアリングエコノミーといった地域資源の活用の推進に当たっては、次の基本的視点に基づき、政策を展開していく必要があるのではないか。
 - ① **利用者主体の地域資源活用**
 - ✓ 地域住民や利用者一人ひとりのニーズに合わせたワン・トゥ・ワンのサービス提供など、きめ細やかな「利用者主体」の地域資源活用が実現されるよう、地方自治体内の部局間や行政・民間が連携した政策展開を図っていく必要があるのではないか。併せて、地域住民・利用者が主体的に関われる仕組みにする必要があるのではないか。
 - ② **安全性・信頼性の確保**
 - ✓ 地域資源の活用は、利用されてこなかった資源を新たな形で利活用するものであるため、個人情報保護やセキュリティの確保など、その安全性・信頼性を確保するとともに、安全性・信頼性の見える化を図ることにより、利用者の不安を解消していく必要があるのではないか。
 - ③ **多様な連携・協働の推進**
 - ✓ 地域資源の活用にあたっては、地方自治体、民間企業、NPO等の多様な主体が様々な形で連携・協働することにより、新たなサービスやイノベーションの創出がもたらされるため、地方自治体内での部局間の連携を含め、地域内外の多様な主体との連携・協働を推進するとともに、地域が自律的に運営できる環境を整備していく必要があるのではないか。
- ✓ また、地域資源活用にあたっては、既存のルールの見直しや新たなルールの策定等も視野に入れつつ、その推進を図る必要があるのではないか。

利用者主体の地域資源活用

部局の枠、行政・民間の枠を超えた「利用者主体」の地域資源活用

安全性・信頼性の確保

安全性・信頼性の確保・見える化による利用者の不安解消

多様な連携・協働の推進

多様な連携・協働の推進による自律的に運営できる環境の実現

3つの基本的視点を踏まえた具体的方策を推進

(1) 地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用の推進に関する現状

- ✓ 地方自治体では、様々な分野の業務でICT利活用が進みつつあり、行政サービスを提供していく上で、医療・介護情報、防災・保安・安全情報、都市計画・建築情報、観光情報、産業情報、住民情報等、多種多様なデータが生成・蓄積されてきている。
- ✓ これを踏まえ、会津若松市、神戸市等における部局・分野横断的なデータ利活用や、民間企業によるオープンデータを活用した新たなサービスの提供が行われるなど、一部の地域ではオープンデータ・ビッグデータ利活用の取組が進みつつある。
- ✓ しかしながら、オープンデータ・ビッグデータ利活用は、ニューヨーク市やサンフランシスコ市等の海外の自治体や、海外の民間事業者の取組などが先行しており、我が国では、地域において蓄積されてきたデータの活用は一部地域にとどまっており、全国的な取組となっていないのが現状ではないか。

(2) 地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用の推進に関する環境変化

- ✓ このような状況の中、地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用を巡っては、大きな環境変化が生じつつある。
 - ① **制度面での環境変化**
 - ✓ 地域におけるデータ利活用を巡っては、平成28年12月、官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)が成立し、公布・施行された。この法律では、都道府県に対して「都道府県官民データ活用推進基本計画」の策定を義務付けるとともに、市町村に対して「市町村官民データ活用推進基本計画」の策定の努力義務を課している。
 - ✓ また、改正個人情報保護法等の全面施行(平成29年5月)、オープンデータ2.0(課題解決型オープンデータ)の推進や、政府におけるデータ流通環境整備に向けた検討が進められている。
 - ② **実体面での環境変化**
 - ✓ 地域住民との接点である民間ポータルやSNSの普及により、地方自治体が民間サービスのプラットフォームを取り入れるなど、地方自治体と民間サービス等との連携の必要性が増加しており、データ利活用における地方自治体と民間事業者との連携の取組も始まりつつある。
- ✓ 以上のとおり、地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用の環境が整いつつあり、民間サービスをうまく活用しつつ、地方自治体等の取組の後押しをすることで、その利活用が加速度的に進んでいくのではないか。

(3) 地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用の推進を巡る課題

- ✓ 地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用については、次の課題を有しており、これを解決することにより、その利活用を推進することができるのではないか。

① 地域のデータ利活用の必要性に対する理解醸成

- ✓ 地域においてオープンデータ・ビッグデータ利活用の取組を進めるに当たり、その必要性、具体的メリット(効果)、ニーズ等が見えていないのではないか。
- ✓ 特にオープンデータについては、民間企業にとって、行政側がどのような内容のデータを保有し、どの程度の精度・速さ・頻度等で公開可能かが明らかでないのではないか。
- ✓ このため、地方自治体・民間側双方のオープンデータ・ビッグデータ利活用に係る取組が進まず、地域の住民、民間企業、地方自治体等においても、その必要性が十分に認識できていないのではないか。

② 地域における多種多様なデータを安心かつ適正に共有・活用するための共通基盤の必要性

- ✓ 地方自治体においては、住民情報を含む多種多様なデータを保有しているにもかかわらず、外部クラウドとの連携を含むシステム間連携や情報セキュリティ対応への不安などから、これらデータは主に個々の業務など閉じた範囲での活用に限られているのではないか。

③ 住民情報を含むデータ等の利活用に対する不安

- ✓ 個人情報保護等に対する懸念などから、地方自治体内での部局・分野横断的なデータ利活用、広域自治体間でのデータ共有・活用、官民連携によるデータ利活用等、地域におけるデータ利活用が進まないのではないか。

④ 地方自治体職員等のデータ利活用に係るノウハウ不足

- ✓ 地域におけるデータ利活用の主要な主体である地方自治体において、データの重要性に係る認識や利活用のスキル・ノウハウが不足しているのではないか。
- ✓ 特に、データ利活用は、特定の部局にとどまるのではなく、医療・福祉、雇用、子育て、防災、農林水産業、商工業、観光をはじめ、多様な部局において必要となるものであるため、全庁的なノウハウ充実・意識醸成が必要ではないか。

(4) 推進方策の具体的方向性

- ✓ 地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用を巡る環境変化や課題を踏まえ、その利活用の推進のためには、次の方策を実施することが必要ではないか。

① 地域のデータ利活用の必要性・効果・ニーズ等の「見える化」と官民調整・仲介機能の創設

- ✓ 地方自治体・民間企業におけるオープンデータ等の取組の現状、効果、ニーズ等の「見える化」を図るため、地方自治体側・民間側の現状、ニーズ等の継続的な調査・分析に取り組むべきではないか。
- ✓ 行政側にメリットのあるわかりやすいオープンデータの先進事例や、地域の課題解決・地域活性化に資する地方自治体のビッグデータ活用の優良事例を発掘し、これを広く周知・展開する必要があるのではないか。
- ✓ また、先行する諸外国のオープンデータの先進事例を調査・分析し、これらについても広く周知する必要があるのではないか。
- ✓ 地方自治体等の保有するデータのオープン化の促進のため、データを保有する地方自治体側のシーズと、それを活用する民間側のニーズをマッチングするための調整・仲介機能を創設すべきではないか。

② 地域における多種多様なデータを安心かつ適正に共有・活用するための共通基盤の確立

- ✓ 自治体や民間企業等が保有する多種多様なデータを、クラウド上で、自治体内で部局・分野横断的に活用したり、広域自治体間、官民同士で共有・連携させるため、情報セキュリティなどを十分に担保した安全かつ適正なデータの加工・分析手法やシステム間の連携に係る標準仕様の策定(データ項目やフォーマット等の標準化等)といった取組を推進する必要があるのではないか。

③ 住民情報を含むデータ等の利活用に係る運用ルールの明確化

- ✓ 住民に係る情報を含むデータの利活用について、個人情報保護等を十分に担保した運用ルールの明確化を図るべきではないか。
- ✓ 住民サービスの向上や地域の実態把握に資する部局・分野横断的なデータ利活用のモデルや、1つの行政区だけでは解決できない課題の解決や地域資源の有効活用・相互補完に向け、広域自治体間や官民でデータを共有・活用するモデル等を構築し、横展開を進めるべきではないか。

(4) 推進方策の具体的方向性(続き)

④ 地方自治体職員等のノウハウ充実・意識醸成

- ✓ 地方自治体において、情報主管課のみならず、全庁的なデータ利活用に向けた職員の意識醸成やスキル向上のための研修や教材開発等の取組を推進すべきではないか。
- ✓ 現行のオープンデータに関する現行のガイド類の「使い勝手」、「有用性」等を抜本的に検証し、改訂すべきではないか。
- ✓ 地方自治体職員や民間企業等が気軽にオープンデータを実践でき、そのノウハウの充実を図るためのテスト環境を整備すべきではないか。

⑤ 多様な連携・協働の推進

- ✓ 地域におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用に当たっては、民間企業、NPO等の多様な主体と連携・協働して、これらの主体のサービスやノウハウを活用することが効率的・効果的であることから、民間サービスの活用や外部人材との交流等のための地方自治体と民間企業等とのマッチングの場を設けるべきではないか。

⑥ 官民データ活用推進基本法への対応

- ✓ 上記の取組を着実に推進することにより、官民データ活用推進基本法により義務化・努力義務化された都道府県・市町村の官民データ活用推進の基本計画の策定・運用を積極的に支援すべきではないか。

(1) 地域におけるシェアリングエコノミーの推進に関する現状と環境変化

本日の議論を踏まえ追加・修正

- ✓ シェアリングエコノミーは、“個人等が保有する活用可能な遊休資産等(スキルや時間等の無形なものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動”と捉えられる。
- ✓ シェアリングエコノミーは、ICTを活用して既存の遊休資産等の効率的な活用を促すものであり、少子高齢化により活用できる人的・財政的資源は減少しつつあるため、自治体にとって、今後重要な行政ツールになることが期待される。
- ✓ シェアリングエコノミーの普及を通じ、地域社会において課題を抱えている人と支援を提供できる人が出会う仕組みを構築し、公共サービスを補完・高付加価値化することは、地方創生にもつながると期待される。
- ✓ シェアリングエコノミーの全世界の市場規模は、2025年には3,350億ドルに拡大すると予測されている。我が国でも、お金を必要な人がインターネット上で多数の人から小口資金を募るクラウドファンディング、古民家・映画館・自治体の公共施設等の遊休空間の活用を図るスペースシェア、地域の人との交流・体験機会をマッチングするサービスなど、新たなサービスが登場しつつあり、今後の市場拡大が予想されている。
- ✓ こうした流れの中で、地方自治体においても、5市がシェアリングシティ宣言を行うなど、公共サービスにもこれを導入する動きが広がりつつある。
- ✓ シェアリングエコノミーについては、平成28年7月より、内閣官房IT総合戦略室が検討会議を開催し、同年11月に「シェアリングエコノミー推進プログラム」が取りまとめられた。平成29年1月1日には、「シェアリングエコノミー促進室」が設置されるなど、政府を挙げてシェアリングエコノミーの推進に向けた取組が進められている。
- ✓ 以上を踏まえ、地域におけるシェアリングエコノミーを積極的に推進する必要があるのではないか。

(2) 地域におけるシェアリングエコノミーの推進を巡る課題

本日の議論を踏まえ追加・修正

- ✓ 我が国では、シェアリングエコノミーサービスの認知度や利用意向が低く、住民にとって身近な存在である地方自治体の理解も進んでいないため、地域への浸透が図りにくくなっているのではないか。
- ✓ シェアリングエコノミーサービスは、主に民間事業者のプラットフォーム上で提供されており、これを活用することが、効率的・効果的な展開につながるのではないか。
- ✓ シェアリングエコノミーが様々な分野に進展すればするほど、シェアリングエコノミーにおける個人間などの一時的取引が、従来型の個別サービスの営業ごとに規定された現行法令(=「業法」)に抵触する場合が生じてくるのではないか。
- ✓ 我が国では、他国と比較して、事故やトラブルといったシェアリングエコノミーサービスへの不安が強い。このようなサービスに対する利用者の不安や既存の条例等が障壁となり、地域におけるシェアリングエコノミーの利活用が進んでいないのではないか。

(3) 推進方策の具体的方向性

※資料4-1の「論点例」を記載。

本日の議論を踏まえ追加・修正

- ✓ 地域におけるシェアリングエコノミーを巡る環境変化や課題を踏まえ、その利活用の推進のためには、次の方策を実施することが必要ではないか。

① シェアリングエコノミーに対する理解醸成

- ✓ シェア事業者や豊富な知見・活用実績を持つ者から、活用に関心を有する地方自治体職員・首長や地域住民・団体が情報・ノウハウの提供を受けることができる仕組みを設けるべきではないか。
- ✓ シェアリングエコノミーの公共分野での活用についての優良事例をまとめ、全国各地の自治体に横展開していくことが必要ではないか。また、先導的・先駆的な取組を行う地方自治体の表彰・認定などを行うべきではないか。

② 民間プラットフォームの活用・連携の推進

- ✓ 地方自治体が民間企業等と連携・協働して、民間プラットフォームを活用しやすくなる環境を整えるべきではないか。
- ✓ 具体的には、シェアリングエコノミーサービスの利用を望む自治体と、それに対しプラットフォームを提供するシェア事業者とのマッチングの場を設けるべきではないか。

③ シェアリングエコノミーの事業環境の整備

- ✓ プラットフォーム上で行われるサービス提供者によるサービス提供等が適法であることを明確化する仕組みの活用を推奨し、サービスの信頼や事業の継続可能性の向上を図りたい事業者を支援すべきではないか。
- ✓ 規制改革推進会議等で、規制の在り方について、消費者の利便性向上、安全性の確保、外部不経済、国際競争力の強化等に留意しつつ、幅広く議論を行っていくことが必要ではないか。

④ シェアリングエコノミーに係るルールの明確化

- ✓ シェアリングエコノミーサービスへの不安を払しょくし、普及を進めるため、隘路となる条例や規則等を洗い出すとともに、メリットや安全性・信頼性の「見える化」が必要ではないか。
- ✓ このため、IoTサービス創出支援事業を活用し、自治体との連携によるガイドライン・条例等のルール整備などシェアリングエコノミーに係る課題の解決に資するような参照モデルを構築すべきではないか。

- ✓ 地方自治体が、地域において、オープンデータ・ビッグデータ利活用やシェアリングエコノミーなどの地域資源の活用を継続的に実施するには、地域により自律的に運営できる環境を整備していく必要があるのではないか。
- ✓ 具体的には、
 - 小規模な事業者や個人が、ビジネスプロジェクトやアイデアをインターネット上で提示し、それに対し不特定多数の投資家から出資を募る「クラウドファンディング」や、
 - 従来行政が行ってきた社会政策をNPO等の主体が民間投資家からの出資を得た資金で実施し、定量的評価を行った上、成果が上がったと認められれば行政が投資家にプレミアムをつけて償還する「ソーシャルインパクトボンド」など、地域のポテンシャルを引き出す新たなファンディング手法が登場しつつある。
- ✓ こうした新たな手法も念頭に置きながら、例えば、地方自治体と資金提供者をマッチングする場を設けるなど、地域の自律的な運営を支える新たなファンディング手法等の活用を促進すべきではないか。